

国有財産媒介公告書

令和 7 年 4 月 3 日付け「国有財産売払公示書」で公示した下記国有財産の売払いに関する媒介業務について公告します。

記

- 1 媒介業務の対象となる国有財産
別表のとおり
- 2 申込者に必要な資格
宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第 1 条第 1 項の認可を受けた金融機関であって、宅地建物取引業法第 2 条第 2 号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）であること。
- 3 媒介契約の型式
一般媒介契約（明示型）
- 4 媒介契約の契約期間
契約締結の日から 3 か月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで
- 5 媒介契約の内容
別添「一般媒介契約書（案）」のとおり。
- 6 申込方法
媒介業務を申し込むために必要な下記(1)の書類を、下記(4)に示すいずれかの方法により下記(3)の受付期間内に下記(2)宛に提出するものとする。

(1) 提出書類

① 国有財産媒介申込書 1 部

② 誓約書及び役員等名簿 1 部

③ 法第 6 条の規定により交付された免許証（写） 1 部

(2) 申込書等の提出先
北陸財務局 富山財務事務所 総務課 経理係
所在地：富山市牛島新町 11 番 7 号 富山合同庁舎 5 階
電話番号：076－432－5521

- (3) 申込受付期間
令和 7 年 4 月 3 日（木）から令和 7 年 6 月 26 日（木）までの間（土・日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（必着）

- (4) 提出方法

① 持参による提出
持参により申込書等を提出する場合の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土日・祝日等の閉庁日を除く。）とする。

② 郵送による提出
郵送により申込書等を提出する場合には、申込書等を封筒に入れた上で、上記(2)の提出先あてに引受及び配達について記録できる方法によるものとする。

③ 電子メールによる提出
電子メールにより申込書等を提出する場合には、以下の内容にて choutatsu-toyama@hr.lfb-mof.go.jp（「l」は、英小文字の「エル」）宛に送付すること。

件 名	国有財産媒介業務に係る国有財産媒介申込書の提出について
メ ー ル 本 文	申込者の住所 氏名（法人の場合は、その名称又は商号） 担当者氏名 担当者連絡先
添付ファイル	上記 6 (1)のとおり。

- 7 その他
本媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約ではない。

- 8 問い合わせ先
北陸財務局 富山財務事務所 管財課（国有財産売却担当）
所在地：富山市牛島新町 11 番 7 号 富山合同庁舎 5 階
電話番号：076－432－5488

以上公告する。

令和 7 年 4 月 3 日

分任支出負担行為担当官
北陸財務局富山財務事務所長 谷内 松彦

(別表)

媒介業務の対象となる国有財産一覧表

物件 番号	所在地	区分	実測数量 (㎡)	登記 地目	都市計画上の制限等 (用途地域)	建蔽率 (%)	容積率 (%)	売払価格
105	高岡市内免1丁目3番2外1筆	土 地	257.11	宅地	市街化区域 (準工業)	60	200	4,640,000円
108	氷見市上泉字干田649番3	土 地 工作物	535.87 一式	雑種地	都市計画区域内 非線引区域 (指定なし)	60	200	11,000,000円

(注) 上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している場合がある。